仕　様　書

１　委 託 名　　水源取水井内テレビカメラ調査業務委託

２　履行期間　　契約締結日から１２０日間

３　履行場所　　草加市谷塚上町１６７番地２　谷塚第３水源

４　井戸諸元
谷塚第３水源
さく井年月　昭和４１年（１９６６年）１２月
（令和２年度（２０２０年度）水源取水井内テレビカメラ調査業務委託あり）
口径・深度　φ３５０ｍｍ　深度２５０ｍ
調査深度　０～１１６m程度
（深度１１６m以深に支障物あり。）
設置取水ポンプ仕様　出力　３０ｋＷ　全揚程　６０ｍ
揚水管　φ１２５ｍｍ（２．７５ｍ×２２本）

５　支払方法　　業務完了払

６　委託内容
水源取水井について、原水の取水量及び水質を確保するために、水中テレビカメラで取水井内を調査し、異常が認められた場合は原因を解析して更生工事の工法等を検討するものである。
⑴　深井戸水中ポンプの引揚げ、据付け
揚水管及びケーブルは既設品を再使用、消耗品については受注者が負担するものとする。なお、消耗品のうちフランジパッキンと水位測定用ＶＰ管は全て更新すること。
⑵　水中テレビカメラ調査
ケーシング内面を観察・記録する。特にケーシング接続部、ポンプ据付部を入念に観察すること。その際、井戸内部の濁りが残らないような措置を講じること。その他、監督員の指示がある箇所には、特に注意を払い観察すること。

７　提出図書
調査報告書（電子データを格納した電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）を含む。）
受注者は、調査報告書に次に掲げる資料等を綴じ込み、調査した結果を成果品として監督員に提出すること。

⑴　業務概要
⑵　水中テレビカメラ調査結果
　水中テレビカメラ調査の結果（過去の水中テレビカメラ調査の結果を含む。）を整理し、異常の原因を把握するとともに、井戸の改修方法及びそれにかかる概算費用の算出も含めて考察すること。また、井戸の地上部分の保全方法についても併せて考察すること。
⑶　井内観察記録表及び水中テレビカメラ調査写真
　井内観察記録表に委託名、履行場所、調査日、井戸仕様を記載し、撮影した写真（穴及び接触痕等の異常箇所、ケーシング接続部並びに各スクリーンの状況等）については、写真の直視・側視の別、撮影深度及び観察記録を記載する。
　また、井戸構造図（ケーシングの断面図に観測基準点、自然水位、水中ポンプ設置深度、各スクリーンの深度及び井戸底を示した図）を作成すること。
⑷　業務写真
⑸　水中テレビカメラ調査映像（ＤＶＤ）
⑹　その他監督員が要求するもの

８　その他
⑴　谷塚第３水源に入退場する際は、施錠を確認すること。
⑵　仮設フェンスや看板等を設置する際は、台風などで被害等が出ないようにしっかり固定すること。
⑶　水中テレビカメラ調査を終えて、取水井を通常の運用に戻す際は監督員立会いのもと、復旧作業を行うこと。
⑷　本仕様書に定めのない事項については、公益社団法人日本水道協会発行の「井戸等の管理技術マニュアル」、「井戸の改修及び更新の事例集」、「水道工事標準仕様書（土木工事編）」の最新版を参照すること。

９　問合せ先
草加市上下水道部水道施設課浄水場係
０４８－９２４－３８０７（直通）

［共通仕様書］

1　一般事項

⑴　適用範囲

この仕様書は、草加市が管理する浄配水場施設の各種調査業務委託（以下「調査業務」という。）に適用するものとする。

⑵　関係法令等の遵守

受注者は、調査業務の実施に当たり、法律、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、業務の円滑な推進に努めなければならない。

⑶　監督員

監督員とは、総括監督員（当該調査業務を所管する課の係長）と担当監督員（当該調査業務を担当する職員）の総称をいう。

⑷　疑義の取扱い

仕様書及び設計図書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項があるときは、指定の書面（業務記録）により発注者と受注者間で協議を行い、発注者が定めるものとする。ただし、仕様書及び設計図書に明示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

⑸　書類の作成及び承諾

ア　受注者は委託業務の実施に先立ち、着手届、業務工程表、業務計画書等の書類を作成し、速やかに発注者に提出し承諾を得なければならない。

イ　受注者は、調査業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

⑹　官公署への諸手続

受注者は、調査業務の実施に当たり、官公署等への手続を必要とするときは、監督員と協議の上、速やかに行うものとする。

2　調査要領

⑴　清掃

清掃に当たっては、各部の塵埃を丁寧に取り除き、可動部については動作が円滑になるよう入念に行うこと。

⑵　機器の調整

機器の調整をするときは、それぞれの特性及び性能に応じて正しく行うものとし、最良の状態を確保すること。

⑶　油脂、消耗品等

油脂、消耗品等の補充及び交換に当たっては、劣化した油脂、消耗品等を取り除き、清掃後指定の油脂、消耗品等を適正、適量使用すること。

⑷　分解及び組立

分解及び組立をするときは、最適な工具を使用し、正しい手順で行うこと。

⑸　増し締め

増し締めは、適切な締込トルクで行うこと。

⑹　計測

計測は、校正された計測機器により、定められた計測箇所を正しい方法で行うこと。

⑺　記録

記録は、調整、計測、不具合、希望事項等について行い、調整などにより変化が生じる可能性が予測されるときは、作業開始前と作業終了後の数値等を計測し、調査報告書に明記すること。

⑻　不具合箇所

不具合箇所を発見したときは、直ちに監督員に連絡し指示を受けること。

⑼　作業日誌

受注者は、その日の調査業務内容、調査業務時間、作業者及び従事者氏名、調査結果等を作業日誌に記入し、調査翌営業日までに監督員に提出すること。

⑽　調査報告書の提出時期

調査結果については、水中テレビカメラ調査映像記録及び調査報告書を指定日までに監督員へ２部提出すること。

⑾　その他

この仕様書は当該調査業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

３　安全管理及び調査体制

⑴　受注者は、当該調査業務の着手前までに現場責任者を指定し、書面で監督員に通知すること。

⑵　現場責任者は、安全管理、調査方法、業務内容等について、監督員と密接に連絡を取らなければならない。

⑶　受注者は調査業務に精通した者を派遣するとともに、監督員の指示に従うこと。

⑷　受注者は、履行場所へ入場した際、ヘルメット、墜落制止用器具（高所作業時等）、安全靴等保護器具の装着を徹底し、事故防止に努めること。

⑸　受注者は、現場の実状や施工方法により、交通の支障となる箇所に交通誘導員を配置しなければならない。

⑹　発注者が指定する場所を除き禁煙とする。

⑺　酸欠事故の防止

ア　受注者は、地下ピット等の酸素濃度が低下しているおそれのある場所の調査をするときは、作業開始前に十分な換気を行い、酸素濃度計により酸素濃度を測定し、必要に応じて酸素マスク、排気ブロア等の機材を使用して作業をしなければならない。

イ　受注者は、調査作業中も換気及び酸素濃度の測定を継続し、酸欠事故の防止に努めなければならない。

４　機能維持の保証

受注者は、当該業務委託完了後、調査した施設・設備に受注者の責に帰するべき障害が発生した場合には、速やかに修補する義務を負うものとする。

5　作業時間

作業時間は、通常午前９時００分から午後５時００分までとし、前後３０分間は、準備及び後片付けの時間とする。

なお、道路使用許可時間以外に作業することが予想される場合は、事前に監督員と協議し、警察及び関係住民に連絡すること。ただし、道路工事等協議書により時間帯が指定されている場合は、当該協議書を優先するものとする。

6　局地的な大雨に対する工事等安全対策

受注者は、以下の⑴から⑷までの内容について、安全管理計画を明記した業務計画書等を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。また、補完する情報として、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（平成２０年１０月　局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）」に準じるものとする。

⑴　現場特性の事前把握

受注者は、作業現場付近の浸水被害、既往事故、ハザードマップ等の資料を基に、作業現場の状況を把握すること。

⑵　工事等の中止・再開基準の設定

受注者は、標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた履行場所ごとの中止基準を設定すること。また、工事等開始後に、気象情報や気象状況の変化により大雨の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、工事等の中止判断を的確に行うこと。工事等の再開に当たっては、中止基準に抵触せず、当該作業現場の安全が十分確保されていることを確認すること。また、工事等の中止及び再開を行った場合には、監督員にその旨連絡すること。

なお、標準的な中止基準とは、当該工事等箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報又は警報が発表された場合のことをいう。

⑶　迅速に退避するための対応

⑷　日々の安全管理の徹底

7　協議書

受注者は、委託内容について協議を必要とする事項が生じた場合は、指定の書面（業務記録）を使用するものとする。

8　交通誘導員

受注者は、交通の支障となる箇所には、現場の実状や施工方法により、これに対応する交通誘導員を配置しなければならない。また、交通誘導員は、道路使用許可書の写しを携帯しなければならない。

9　電力の支給

現場で使用する電力については現場盤から無償支給する。

必要に応じ、現場盤の端子台等から分岐して使用すること。

ただし、その使用に当たっては適正な使用に努めるとともに、容量を超えての使用は行わないこと。
容量が不足する場合は、監督員と協議すること。

10　その他

⑴　受注者は水道法第２１条の健康診断を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

⑵　受注者は、調査業務の実施に当たり、危険防止の観点から当該調査業務以外の施設には立ち入らないよう徹底を図らなければならない。

⑶　業務に関して、発生した廃棄物は受注者が適正に処分すること。

⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑸　受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑹　「草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、暴力団等から不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑺　特定建設作業について

受注者は「騒音規制法」、「振動規制法」、「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」に定められた特定建設作業を実施する場合においては、監督員に報告を行い、該当する特定建設作業の開始７日前までに法令及び条例で定められた事項を記載して市長（草加市環境課）に届出を行うこととする。また、その写しを監督員に提出するものとする。

⑻　受注者は、業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。